

ミナミエリアのスーツケース不法投棄対策事業業務委託 仕様書

1 事業目的

大阪市内のミナミエリア（以下「ミナミ」という。）は日本有数の繁華街であり、多くの観光客が訪れている。大阪市内の人気観光エリアでは外国人観光客が年々増加しており、特に道頓堀のあるミナミに集中する傾向が見られる。その結果、混雑やごみの増加、トイレ不足等の様々な課題が顕在化してきている。近年では買い替え等により古いスーツケースが市内の街頭などに放置され、景観を損ねる事例が見られる。さらに、忘れ物や不審物の可能性があるため即時撤去ができないなど、新たな課題となっている。

本事業は、こうした課題の解決に向けて、ミナミを中心とする宿泊施設や観光施設などで、放置スーツケース等の発生抑制及び適正な排出方法や処理方法、利用可能な処分方法を、多言語でのチラシや動画等を用いて外国人観光客へわかりやすく周知し、スーツケースの不法投棄削減を目指す。あわせて、環境・景観上の負荷を軽減し、地域住民・来訪者双方にとって安全で快適かつ美しい街の実現を図り、大阪を代表とする観光エリアとしての魅力を向上させるものである。

本事業では、チラシや動画等による単なる啓発に留まらず、不法投棄の抑制につながる行動変容などに資する仕掛けを積極的に展開し、今後の継続的かつ、より効果的な対策に繋げる。

2 履行場所

本市指定場所

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

ミナミを中心とした宿泊施設や観光施設並びに観光客の往来が多い場所等において、スーツケースの不法投棄（放置）の防止や、適切な処分方法を的確により広範囲に多言語で周知・啓発するため、次の（１）～（５）の業務を実施すること。

（１）調査・分析

ミナミエリア（別図１）を中心に宿泊施設、観光施設、商業施設や周辺店舗等に丁寧ヒアリング等を実施したうえで、不法投棄（放置）多発地点・発生の根本的原因、対象者（以下「ターゲット」という。）の属性等を調査・分析すること。

（２）クリエイティブ制作（多言語チラシ・動画等）

ア ターゲットに、適切な処分方法や民間回収サービス等の処分方法が確実に届けられ、自然に実行できる内容とし、発注者と協議・調整したうえでクリエイティブを制作すること。

イ クリエイティブの本数、時間（動画等の場合）については、業務の目的、配信・配架媒体に合わせた適切なものとする。

ウ ピクトグラムの活用、字幕/ナレーションの方針等により、日本語のほか英語・中国語

(簡体字・繁体字)・韓国語・タイ語など6言語以上の多言語で誤解なく伝わり、行動変容につながるメッセージ、表現方針を含むこと。

なお、チラシ・動画を制作する場合、仕様(チラシの場合はWord形式、動画の場合はMP4、WMV、AVI等一般にホームページやYouTubeで再生可能なファイル形式とし、画質は、高品質(圧縮率を低く設定し、画質を保つこと)、サイズ/尺/言語等)、構成案、制作体制(翻訳品質管理、権利処理)とスケジュールを示すこと。

- エ 動画等で音源を使用する場合は、原則、オリジナルか著作権フリーのものを使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。なお、著作権の許諾が必要な場合は、受注者において手続きを行い、費用は契約金額に含むものとする。
- オ 動画等の使用期間は、原則無期限で使用できるように配慮すること。
- カ 動画等にタレントやアニメなど起用する場合は、受注者において書面により出演・使用の許諾を得ることとし、原則無期限の使用に支障がないようにすること。なお、使用料が発生する場合には、受注者の責任において費用負担すること。
- キ その他、事業の目的を反映した、ターゲットの行動変容につながる、効果的なクリエイティブ制作を実施すること。

(3) 周知展開(配架・放映・媒体運用)

- ア 設定したターゲットの国籍ごとに、旅マエ・旅ナカにおいて的確かつより広範囲に効果的に周知できる方法及び期間とし、事前に発注者と協議・調整したうえで決定すること。
- イ チラシ配架の場合、そのルート(宿泊施設・商業施設・販売店等)の開拓・配架、補充を含む運用計画を提案すること。また、動画放映・配信の場合、その手段(駅デジタルサイネージ、駅の予約サイト、飛行機内等)の媒体選定根拠、期間を示すこと。
- ウ 市の排出方法の要点整理方法及び民間回収サービス等の情報を積極的に発信するなど掲載方針(公平性・更新性への配慮)を提案すること。
- エ スーツケース販売店舗やホテル等宿泊施設と連携し、ターゲットに直接届く工夫を提案すること。
- オ クリエイティブ制作については、令和8年12月までに配架・配信を行うこととする(段階的な対応も可とする)。

(4) 仕掛け展開

啓発と併せて、不法投棄に歯止めをかけるため、適正な処分へ誘導する仕掛けづくりを企画・試行すること。

(5) 効果検証及び報告業務

周知・啓発を継続して実施することを見据え、業務の効果検証を実施し、スーツケース不法投棄に歯止めをかける仕掛けづくりなど、改善策の提案を踏まえた「分析結果報告書」を提出すること。

5 業務報告書等の提出

仕様書に定めた内容(提案に基づくものを含む。)の実施状況、結果等について業務報告書(A4判)を1部作成し、発注者に提出すること。

提出期限：令和9年3月31日

提出場所：大阪市経済戦略局観光部観光課（観光施策担当）

6 業務進行予定及び体制等の策定

- (1) 受注者は、契約後速やかに本事業における全体スケジュールを提示すること。また、発注者が進捗状況を随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を明確に定めること。
- (2) 契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるような体制をとり、進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。

7 事業全体に係る留意点

- (1) 成果物による啓発事業について
 - ・ 成果物による啓発事業については、令和8年12月から令和9年3月までを目途に放映等されるよう事業を行うこと。
- (2) 学識者等への謝金の支払い等について
 - ・ 動画の作成にあたり、助言を求めた学識者への謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。
- (3) その他法律的根拠について
 - ・ 成果物に関するその他法律的根拠については、受注者において法的専門家に確認する等の手法で担保すること。

8 その他

- ・ 受注者は本事業を円滑に実施できる体制を整備するとともに、本事業の実施に必要なかつ十分な人員の確保を行うこと。
- ・ 受注者は各業務の進捗状況等について随時課題分析を行うとともに、発注者の求めにより、状況の報告及び以降の業務遂行に向けた協議を月1回程度行うこと。
- ・ 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- ・ 受注者は本事業の実施にあたり、疑義が生じた場合は発注者と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 受注者は業務実施にあたり、収集する個人情報・法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、同意を得て取得した個人情報・法人情報は本市に帰属するものとし、個人情報の保護に関する法律・大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に則り、適正に管理すること。
- ・ 受注者は本事業の実施にあたり、各種関係法令・条例等を遵守すること。
- ・ 受注者は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

別図1

〔 〕 ミナミエリア



公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市経済戦略局企画総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市経済戦略局企画総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。